

# グリーン調達ガイドライン

(『責任ある調達』のためのお願い)

Ver. 3.0

制定日：2014年11月1日

改訂日：2018年10月1日

第二版：2022年4月1日

# 目次

■ 日本パーカライジング株式会社における化学物質管理の概要 .....	P.1
■ 用語の定義 .....	P.2
■ グリーン調達の意味 .....	P.2
■ サプライヤー様へのお願い事項 .....	P.2
■ 各お願い項目の説明 .....	P.3～6
■ お取引の説明図 .....	P.6
■ フロー図 .....	p.7～8

## ■日本パーカライジング株式会社における化学物質管理の概要

2022年4月1日

日本パーカライジング株式会社  
取締役技術本部長 吉田昌之

拝啓 貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は弊社生産活動に対して格段のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、環境破壊、人権侵害等、様々な危機が全世界的に叫ばれている中、『2030 アジェンダ持続的開発目標（SDGs）』が2015年9月の国連サミットで採択されております。日本パーカライジング株式会社（以下『弊社』）におきましても企業の社会性を認識し社会との対話、更には貢献を目指しCSR活動に取り組むと共に、弊社事業活動による環境やヒトへの悪影響をより少なくすべく日々生産を行っております。

さらに、弊社事業での環境やヒトへの悪影響を分析したところ、主要事業の化学製品の製造販売及び使用の領域で最も懸念されるとの結論に至りました。そこで、品質や環境の管理活動とは独立した『化学物質管理活動』を開始することを決定しました。2014年度よりその活動に取り組んでおります。

また、弊社の化学物質管理は、（サプライヤー様での製造及びその前段階も含む）原料調達、研究開発、製造、弊社顧客や最終消費者の使用から廃棄に至るまでの化学物質の全ライフサイクル（製品から見るとサプライチェーン）を対象にしております。

上記全ライフサイクルを通じてヒトや環境への危険有害性の削減、労働環境の向上、人権保護までを含む広範なリスク低減を最終目標に掲げております。そのためにはサプライヤー様のご協力を得て、『ヒトや環境への危険有害性が懸念される物質を管理するために『危険有害性が高い、又は懸念される物質を確実に調査・把握』することが必要です。

そこで、我々はこの最終目標達成のため、2018年10月1日『グリーン調達ガイドライン及び付属書類』を公開致しました。

今般、社会情勢、弊社顧客の要求事項の変化に対応するため、従来の活動に加えて、弊社製品、原料の梱包用容器についての含有化学物質管理活動も重視することに致しました。以前から、弊社製品原料用の「容器」含有化学物質については、「包装に対する使用禁止及び管理物質」リストとして弊社ホームページに掲載しておりましたが、今後は弊社製品使用原料のみならず、弊社製品梱包用容器を納入されているサプライヤー様も対象に調査を実施致します。サプライヤー様におかれましては何とぞ、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

『本紙グリーン調達ガイドライン及び付属書類』は弊社ホームページに掲載し広く公開し、社会情勢を踏まえ適宜更新致します。『化学物質管理活動』は、科学的知見の集積や社会情勢の変化を踏まえながら継続的におこなうことが重要となります。つきましては、随時、最新情報を確認頂き、新たに伝達頂くべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせ頂きたいをお願いします。

## ■用語の定義

この手順書における用語を以下の通り定義します。

### ● 原料

弊社製品に使用するため、購入する製商品。

### ● 容器

弊社納入原料に使用される、又は弊社製品梱包用に納入される全ての容器・包装・梱包資材

例) クラフト紙袋、クロス袋、段ボール箱、フレキシブルコンテナ、ポリエチレン容器、スチール缶（一斗缶、ドラム缶）、IBC コンテナ、ISO コンテナ、タンクローリーのタンク部分、その他全ての包装容器

### ● サプライヤー様

- ① 直接取引、間接取引（代理店様経由）を問わず、製商品を弊社に納入しているお取引先
- ② 弊社製品梱包用の容器を弊社に納入しているお取引先

### ● 自己診断書

『含有化学物質管理自己診断書』を意味します。

## ■グリーン調達の意味

グリーン調達は、環境負荷の低い製品（原料）及び容器の採用や、環境配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤー様から優先的に調達する活動を意味します。また、各サプライヤー様と共同で、危険有害性物質の削減に取り組む活動を意味します。

## ■サプライヤー様へのお願い事項

グリーン調達を実施するにあたり、以下項目の実施をお願い致します。

項目No.1『含有化学物質管理自己診断書』のご提出をお願い致します。項目No.2～7についての審査は行いません。No.8の『製品含有化学物質管理についての覚書』締結をもって、実施されているものと見なします。

2017年8月より、各販売代理店様には、最新 SDS、ラベルの提出をお願いしております。その際、最新版をご提出頂いた販売代理店様においては、提出日以降内容に更新が無ければ、ご提出には及びません。

1. 『含有化学物質管理自己診断書』の提出
2. 『日本パーカライジング株式会社 化学物質管理基準』の遵守
3. 『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』の遵守
4. GHS 対応（日本語）SDS の提出
5. ラベルの貼付
6. 事前通知
7. 漏洩の防止
8. 『製品含有化学物質管理についての覚書』の締結

## ■各お願い項目の説明

(HP) とある項目のフォーマット及び物質リストは、弊社ホームページよりダウンロードお願い致します。

ホームページアドレス [https://www.parker.co.jp/CSR/s\\_with\\_customers.html](https://www.parker.co.jp/CSR/s_with_customers.html)

### **1. 含有化学物質管理自己診断書(以下、自己診断書と表記します)の提出 (HP)**

各サプライヤー様の含有化学物質管理状況を確認し、化学物質管理が継続的に行えるか調査することを目的としております。なお、原料登録資料の一部として同自己診断書を提出済みのサプライヤー様については、再提出には及びません。提出済み自己診断書で審査致します。

ご提出後、弊社で審査を行います。審査の結果が弊社基準を満たした場合は(合格)、取引を継続致します。弊社基準を満たしていない場合(不合格)も、取引を継続致しますが、『条件付取引』となります。『改善のお願い』を致しますので、ご協力ください。(P.7以降のフロー図も参照下さい。)

#### **1.1 自己診断書の評価結果が弊社基準を満たしていない場合**

- (1) 評価結果が弊社基準を満たさない場合は、サプライヤー様毎に、『改善のお願い』を致します。
- (2) 『改善のお願い』(※)の期限までに、再度『自己診断書』を提出願います。
- (3) 再度提出頂いた『自己診断書』の評価結果が、弊社基準を満たした場合は、取引を継続致します。再度提出頂いた『自己診断書』の評価結果が弊社基準を満たしていない場合は、『実施工程の監査』を行います。
- (4) 工程監査後にて、弊社基準を満たした場合は、取引を継続致します。弊社基準を満たしていない場合は、『条件付取引』となります。『ロット毎受入検査』や『検査項目追加』等の対応を行わせて頂きます。
- (5) 最終的に『条件付取引』となった場合は、一定期間後、『条件付取引』解除のため、再度、サプライヤー様毎に、『改善のお願い』をさせていただきます。引き続き、『条件付取引』解除のご協力をお願い致します。

※『改善のお願い』の期限:6ヶ月以内。ただし、重要項目部分に関しては3ヶ月以内。

#### **1.2 販売代理店様『自己診断書』について**

販売代理店様に記入頂く『自己診断書』は、化学物質管理の考え方を問うものであり、最終的には合格と判定されることを前提としております。不合格の措置は想定しておりません。又、最終的に販売代理店様提出の自己管理診断書に不備が残ったとしても、取引サプライヤー様の自己診断書が合格している場合は、弊社化学物質管理基準に合致しているものと判断致します。

## **2.『日本パーカライジング株式会社 化学物質管理基準』(※)の遵守 (HP)**

※ (略称:弊社化学物質管理基準)

弊社として化学物質管理基準を制定しましたので遵守をお願い致します。別紙、『日本パーカライジング株式会社 化学物質管理基準』をご参照下さい。管理基準は日本国内及び海外各国での化学物質規制管理及び化学物質の危険有害性に関する科学的知見に基づき弊社としての禁止物質、削減物質、及び管理物質を選定しています。弊社化学物質管理の考え方と禁止・削減・管理対象となる化学物質リストを示しております。『弊社化学物質管理基準』は弊社ホームページに掲載致します。つきましては随時『弊社製品化学物質管理基準』を確認頂き、製品(商品)及び容器について基準値を推奨し管理して下さい。新たに伝達頂くべき事項が生じましたら速やかにお知らせ頂きたいをお願いします。

### **2.1 納入製品への禁止化学物質不使用**

『日本パーカライジング株式会社 化学物質管理基準』の禁止化学物質は不使用として下さい。弊社あるいは弊社納入先で禁止化学物質が検出された場合、該当納入品種は一旦受け入れ停止となります。閾値が決められている物質はその閾値を超えない様に管理をお願い致します。閾値を超えたことが判明した場合も同様に一旦受け入れ停止となります。

### **2.2 削減化学物質 管理化学物質について**

『削減化学物質』については、弊社での使用量が多く、ヒト・環境へのリスクが懸念される物質から削減物質を選定しました。『管理化学物質』については、国内外での規制管理及び社会的責任に基づき弊社として管理すべきと判断した物質を選定しました。

弊社がヒトや環境への危険有害性が懸念されると判断した物質については、禁止化学物質と同様に使用禁止、閾値の設定を行います。意図しない混入についても、禁止化学物質化学物と同等の予見、監視をお願い致します。

## **3.『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』の遵守 (HP)**

弊社として『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』を制定しましたので遵守をお願い致します。使用禁止物質が梱包資材(袋、缶、ドラム缶、ポリドラム等)の材質に含まれていないことを確認下さい。使用禁止化学物質が含まれていると、納入製品中に溶け出す恐れがあります。なお、材質に使用禁止物質が使用されていても、製品に接する面が(使用禁止物質を含まない)コーティング等で覆われており、使用禁止物質の溶け出しが防止できると弊社が判断した場合は使用を認めます。『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』は、弊社ホームページに掲載しておりますので確認下さい。

#### **4. GHS 対応（日本語） SDS の提出**

SDS は、納入製商品の化学的物物理的特徴、法規制、毒性の傾向、緊急時の処置方法等、取り扱い上必要な情報が記載されておりますので、必ず提出願います（既に取引中の製品で SDS 提出済みの場合は除きます）。

また、SDS は、知り得る範囲の最新情報を元に作成された最新版の GHS 対応 SDS をご提出願います。弊社は、サプライヤー様から化学製商品を購入し、化学製品の製造販売を主要事業としておりますので、常に最新情報を入手、サプライチェーンを通じて、弊社顧客様及び社会全体へ情報伝達することが求められております。従いまして、改訂時は、速やかに、改訂版を資材グループに提出下さい。

含有成分について CAS.No. の非開示部分がある場合は、該当含有成分の危険、有害性及び取り扱い上の注意について別途ご報告をお願い致します。

#### **5. ラベルの貼付**

SDS の内容に合致したラベルを貼付願います。SDS 変更の際は同時にラベル記載事項を確認し、必要に応じて記載内容を変更して下さい。既に取引中の製品の場合はラベルと SDS の内容を確認し、変更が必要な場合は変更済みラベル見本を提出下さい。改訂時は、改訂版を資材グループにご提出下さい。

#### **6. 事前通知**

『弊社化学物質管理基準』に抵触する変更（製造原料、製造工程の変更）を行う場合は、最低 6 カ月前までに資材グループに連絡願います。化学物質名、その含有量等を総合的に判断して、使用継続可否を判断致します。SDS、ラベルの変更も同じく 6 カ月前には通知して下さい。なお、関係法令等の改正タイミングによっては、6 カ月前に通知できない場合もありますが、その場合は遅滞なく通知下さい。

#### **7. 漏洩の防止**

原料荷姿は、弊社までの輸送時、受け入れ時、受け入れ後弊社製品化までの間に、漏洩しない素材を使用して下さい。輸送中の荷姿破損、漏洩防止のため、出荷時にはパレット類も点検して下さい。

又、荷姿外側に原料が付着すると、受け入れ後に弊社工場内を汚染する原因となります。原料充填時に荷姿外側に原料が付着しない様に留意願います。



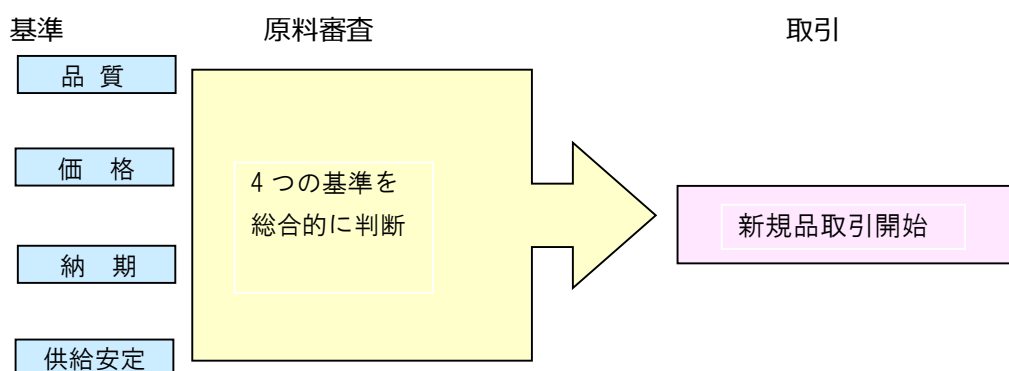
## 8. 『製品含有化学物質管理についての覚書』(以下、覚書と表記します)の締結

『自己診断書』を提出頂き、その他項目が周知された段階で上記覚書の締結を行います。覚書の内容はグリーン調達活動状況を踏まえて決定致します。事前に開示致しますのでその内容を良くご確認、ご理解頂き締結をお願い致します。本書式は、ホームページに掲載せず、別途送付させていただきます。

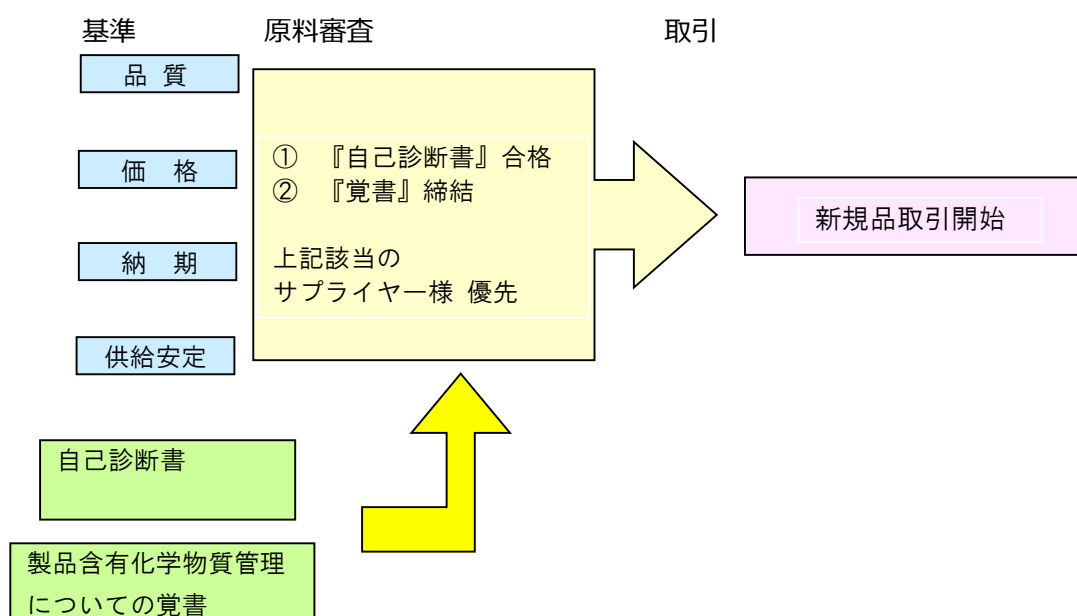
### ■お取引の説明図

お取引に関する説明図を記載します。『自己診断書』合格の後、『覚書』締結サプライヤー様を優先にお取引させていただきます。

### ■従来



### ■グリーン調達導入以後

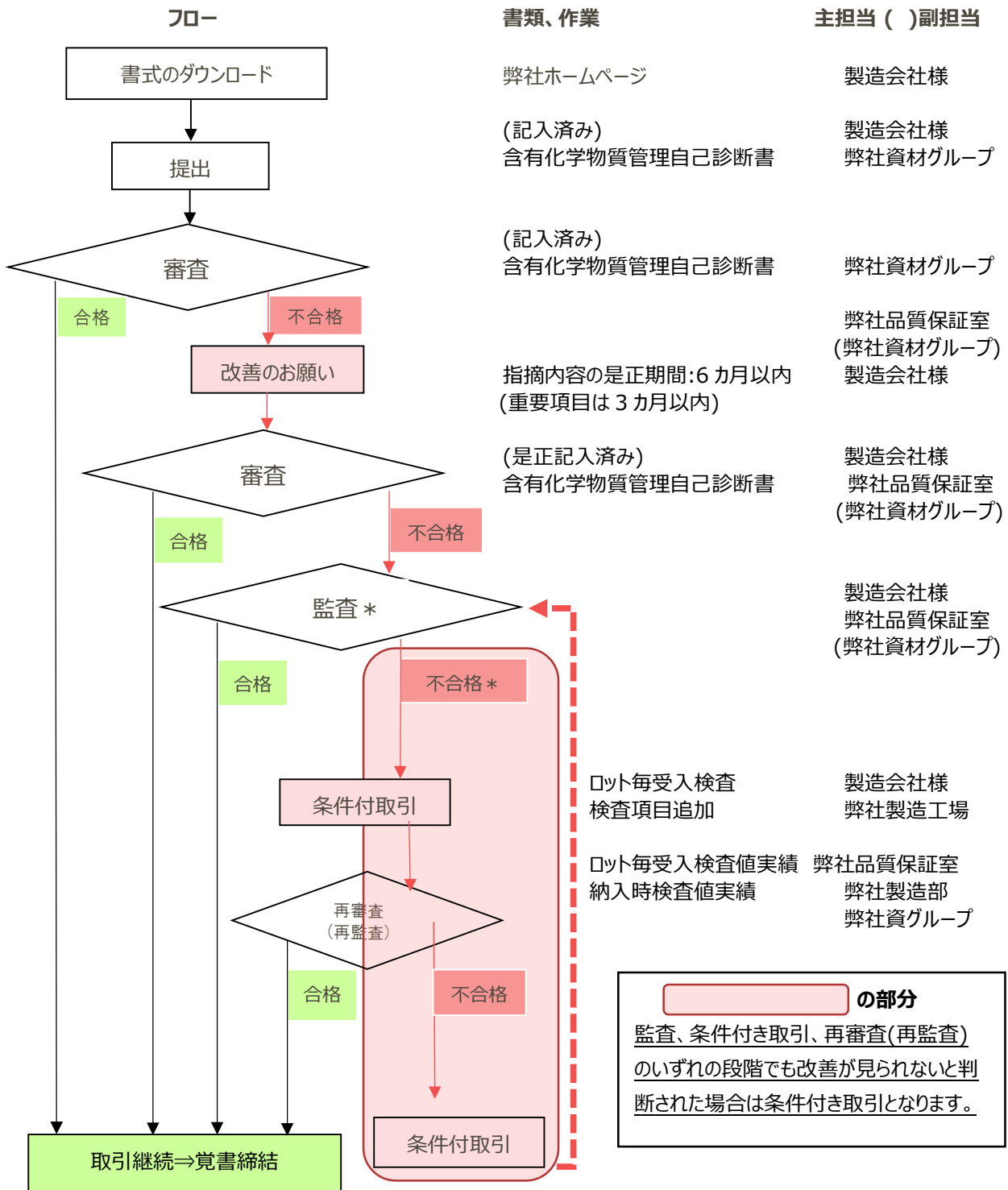




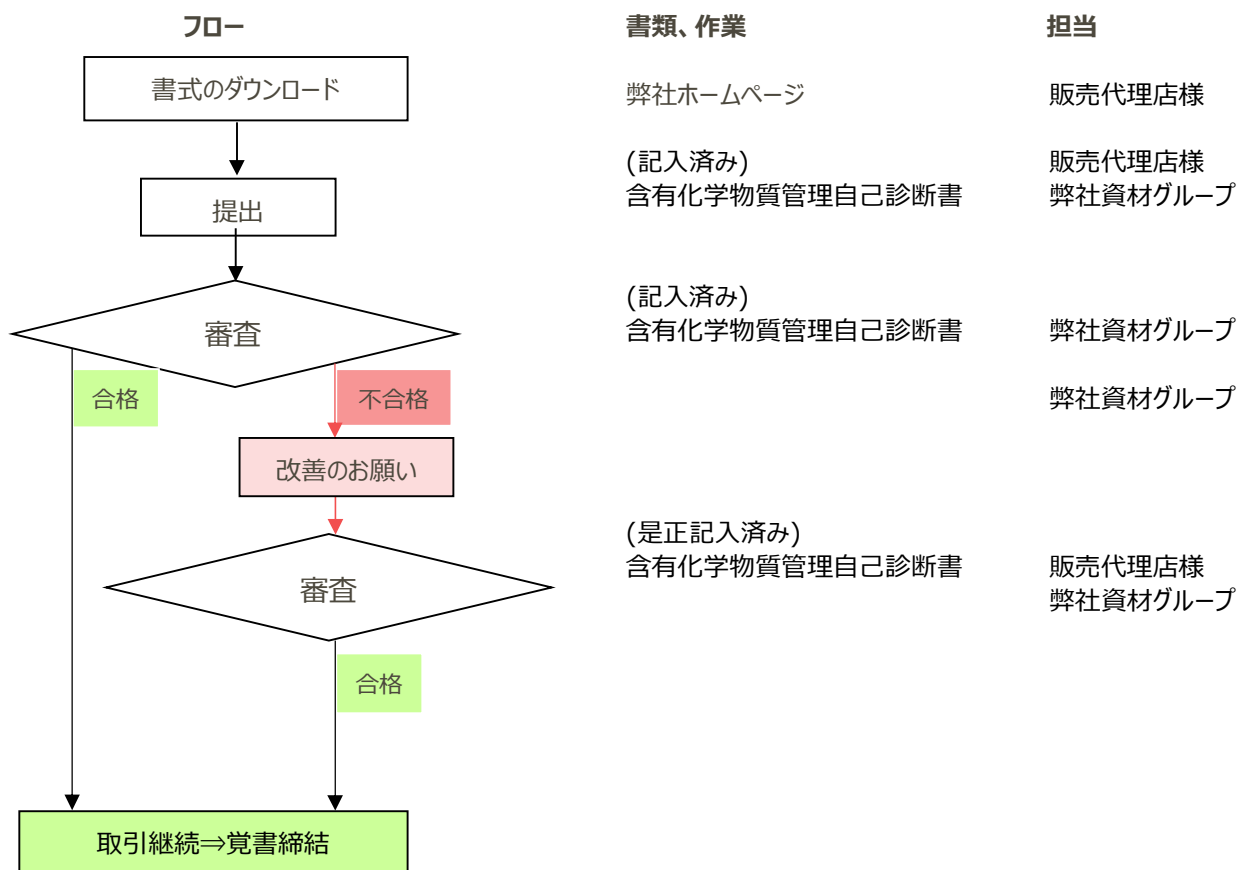
■フロー図

1.『含有化学物質管理自己診断書』及び『条件付き取引』に関するフロー図

(対象：製造会社様)



## 2.『含有化学物質管理自己診断書』 (対象：販売代理店様)



以上

お問い合わせ・書類ご提出先：・日本パーカライジング株式会社 技術本部 製造部 資材グループ  
 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-15-1  
 TEL：03-3278-4325 FAX：03-3278-4580  
 資材グループメールアドレス：eco\_koubai@parker.jp

ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。